

第6回靈感商法等の悪質商法への対策検討会議事録

消費者庁消費者政策課

第6回靈感商法等の悪質商法への対策検討会

1. 日 時：令和4年10月4日（火）16時00分～17時53分

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・取りまとめに向けたフリーディスカッション

4. 出席委員（五十音順、敬称略）

- ・河上 正二 東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授
- ・菅野 志桜里 弁護士（一般社団法人国際人道プラットフォーム代表理事）
- ・紀藤 正樹 弁護士（リンク総合法律事務所所長）
- ・田浦 道子 消費生活相談員（相模原市消費生活総合センター）
- ・西田 公昭 立正大学教授
- ・宮下 修一 中央大学教授
- ・山田 昭典 独立行政法人国民生活センター理事長
- ・芳野 直子 日本弁護士連合会副会長

○河上座長 それでは、定刻でございますので、第6回「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を開催いたします。

本日も、委員の先生方とオンラインでおつなぎして開催いたします。

本日も大臣が出席してくださっておりますので、大臣から御発言をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○河野大臣 今日もお忙しい中、委員の皆様、ありがとうございます。

いろいろと御議論を積み重ねてきていただきまして、だんだんと論点もクリアになってきているかと思います。総理も所信表明の中でこの問題について触れていらっしゃいます。そろそろ取りまとめに向けた御努力をいただきたいと思っております。

今日も、忌憚のない御議論をどうぞお願ひいたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議の資料の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

○尾原課長 本日の資料について確認をお願いいたします。

資料1～3、河上座長提出資料、紀藤委員提出資料、宮下委員提出資料、参考資料1～3です。もしお手元に届いていないなどがありましたら、挙手でお願いいたします。

大丈夫ですね。よろしくお願ひいたします。

○河上座長 それでは、本日の議事に入ります。

本日は、先ほど大臣からもお話がありましたけれども、取りまとめに向けた審議ということでフリーディスカッションを議題としております。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

○尾原課長 まずは資料1を御覧いただきます。「検討会における主な指摘事項」ということで、大きく5つに分けております。

1ページ目、「1. 旧統一教会への対応等」で、幾つか御指摘をいただいております。

2ページ目、「2. 法制度に関する事項」ということで、(1)で消費者契約、具体的には総論、取消しの対象範囲、3ページに行きまして、ウの取消権の行使期間になります。また、(2)で特定商取引につきまして御意見をいただいております。

3ページ目の(3)いわゆる寄附の位置付け等でございます。これにつきましては、総論に続きまして、イ. 契約と解することに積極的なもの、4ページ目に行っていただいて、ウ. 契約と解することに消極的なもの、エ. 寄附の要求等に関する規制について御意見をいただいております。

5ページ目、(4)法人の解散命令等について幾つか御意見をいただいております。

6ページ目、「3. 相談対応に関する事項」ということで、総論に続きまして、一番下の(2)他の専門機関との連携等。

7ページ目、(3)PIO-NETの保存期間等。

8ページ目、「4. 周知啓発・消費者教育に関する事項」ということで、総論に続きまして、(2)靈感商法に着目したものでございます。

9ページ目、最後、「5. その他」について幾つか御意見をいただいております。

以上が資料1でございます。

続きまして、資料2でございます。前回御質問いただいた文化庁に関するものでございます。文化庁に照会し、回答をいただいた内容につきまして資料2に一覧で配付させていただいております。

資料3は、9月30日に開催されました「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において「お悩みの解決のヒントとなるQ&A」が公表されましたので、それについてつけております。

事務方からの説明は以上でございます。

○河上座長 それでは、紀藤委員、宮下委員から資料を御提出いただいております。それぞれ5分程度で説明をお願いしたいと思います。その後に、私からも若干の説明をさせていただきます。

では、紀藤委員からお願いいたします。

○紀藤委員 それでは、最初の資料が宗教法人法の改正のときの審議会の報告です。これは改正に関する前に、宗教法人審議会の審議がかけられて改正案についての意見が出された、その報告です。

最後のページ、「5 その他」の「2 その他」です。そこを読ませていただくと、当時、こういう意見がついています。

「宗教法人制度改革の問題ではないが、現在国民の宗教に関する関心は極めて高く、宗教に関する情報提供や苦情相談などを行う組織（仮称「宗教情報センター」など）の設置を求める声が強いことから、そのような組織を、宗教関係者をはじめ、弁護士、宗教学者、心理学者、学識経験者など関係者が連携協力して、自主的に設置運営することについて、検討すべきであると考える」。

これは1995年、オウム真理教事件のときの報告ですけれども、その後、文化庁宗務課はこの内容を全く検討せずに現在に至っていて、宗務課はPIO-NETとの連携もしていませんし、苦情相談の窓口もないということで、宗教法人が行う靈感商法に関する、自ら調査できる、調べる、どういう問題が起こっているかという現象を確認する手立てがないということを意味するものです。私は、これは行政の怠慢だと思っています。

その次の資料は、ドイツ語でムーン運動と書いてあるのですけれども、統一教会に関する問題を啓発するパンフレットです。3ページを御覧ください。写真が写っているところです。これはドイツの家族、高齢者、女性及び青少年省という省、日本で言うこども家庭庁が省となっている省があるのでけれども、1996年に出された啓発パンフレットであります、これは大臣が冒頭に挨拶をしているものです。

パンフレットの7ページを御覧ください。文鮮明氏が顔写真入りで掲載されているもの。

10ページを御覧ください。これは文鮮明氏と、今はもう文鮮明氏は亡くなっていますので、現在の韓鶴子総裁が写っている写真。

27ページを御覧ください。これはいわゆる合同結婚式の写真が写されていまして、その

内容は統一教会に問題があることを啓発するパンフレットの内容となっています。

54ページを御覧ください。54ページから続くのですけれども、ドイツにおける相談窓口の電話番号等が掲載されています。

つまり、ドイツは1990年代から統一教会の問題について大きく関わり、政府を挙げて相談窓口の案内をするなどして、啓発パンフレットを日本のことども家庭庁に当たるところが出しているという書類です。

翻訳の3ページを御覧ください。これは本文だけを抄訳で翻訳したものですが、当時のクラウディア・フォルク大臣がどうしてこのパンフレットを出したかということを端的に書いています。

その2段落目を御覧ください。ムーンというのは文の英語名です。

「この小冊子によって、ドイツにおいて既に以前より活動を行っているムーン運動の活動に関する報告がなされている。このムーン運動への加入は、若者達やその親族にとってしばしばそれまでの生活形態の崩壊ということに結びついており、その集団へ身を捧げるあまり、教育や友人関係、そして家庭をも放棄されることが頻繁になっている。元信者達が報告しているように、この全体社会へ深くはまり込んでしまうことは、このムーン運動によって、個人や家族にとっては親類を失ってしまうような、あまりにも大きな諸問題を引き起こすことにつながっているのである。この小冊子はそうしたことからの一つの手助けの指針であり、いわゆるセクトや神靈集団という問題分野の議論の中での事実に即した情報であり啓蒙の書となるものである」という記載があります。

つまり、統一教会の問題は、家族破壊の問題が日本を問わず世界的に起こっていることを現象的に示す資料ですし、政府と統一教会との関係の在り方が分かる資料になっています。

その次の資料を御覧ください。私が作ったカルト的団体の児童虐待構成図です。これは、私は海外でも発表することがあるので、元は英語になっているのですけれども、それを今回報告するに当たり日本語にしたものです。

これを見ていただくと分かるとおり、子供が右側にありますが、右側の子供たちがどういう影響を受けているかということが見られる図です。緑の矢印と赤です。親から受けている児童虐待の矢印だけではなくて、他のメンバーから受けている圧力、それから教団組織、サブグループから、所属する教会とか、そういう教会から受ける圧力、それからトップから受ける圧力をそれぞれ受けっていて、そして、今の児童虐待防止法では親との関係性でしか子供たちを見ていませんので、この3つの緑の矢印をどういうふうに捉えるかということは法の不備及び相談現場ではとても重要であると考えています。

教団トップからは、当然マインドコントロールという権力を背景にした圧力があるわけですけれども、それは教団組織にも、信者個人にも、他の信者にも全て向かっていて、子供たちに対しても向かう。他の信者も、その中にはペアレンツ、つまり親もいますので、親はまた子供に圧力をかけていくということで、この問題は非常に輻輳している。つまり、

今の児童虐待防止法の立てつけではなかなか難しいということを意味している資料です。

次のページを御覧ください。丸が入りましたが、この丸の部分が統一教会と考えていただいて、子供に対する圧力がどういうふうに向かうのかということを示した図です。高額献金の問題が子供との関係で大きくクローズアップされていますが、単純に親子の問題だけではないということがこの図を見ても明らかだろうと思います。

その次の資料は、9月28日に2世信者の方々が陳情した陳情資料であります、2世信者の方の同意を得て公開するものですけれども、こども家庭庁設立準備室、厚生労働省の子ども家庭局、文部科学省初等中等教育局宛てに出された資料です。

内容を見ていただければと思いますけれども、時間がないので、最後の3枚目を見ていただければよろしいかと思います。これを見ていただけすると、2世信者の方々が児童虐待防止法だけではなくて、労働基準法、児童福祉法の問題も焦点に当てています。つまり、単純に、今、消費者庁で議論されているものだけではなくて、労働法的なものもこの問題の背景にあることがお分かりになろうかと思います。

それで、1つだけ付け加えますと、子供に対するマインドコントロールという問題については、先ほどの図面に戻してもらって、私の図をアップしておいていただければと思いますが、子供に対するマインドコントロールというのは、祝福を受けないと地獄に行くとか、統一教会を続けないと地獄に行くというふうな恐怖による教義の刷り込みが行われるわけですけれども、一方で、祝福を受けないと家族を失う、つまり、統一教会の活動に熱心にならなければ家族を失うということがワンセットになっていまして、単純に統一教会の教義を信仰しないというだけの問題ではなくて、家族を失うという恐怖感の中で子供は身動きが取れない状態にある。

親から見ても、親は子供が信仰しないと子供自身が地獄に落ちてしまう恐怖。それから、子供が信仰しないと親自身が地獄に落ちてしまう。せっかく自分が一生懸命やった信仰が台なしになってしまふ恐怖という問題がある。

それからその恐怖から、祝福を受けた子供が、将来その子供がまたその次の子供に信仰させることを子供に強制するという問題もあります、世間で言われているような単純な問題ではなくて、かなり輻輳した精神的な呪縛の段階があるということです。逆に言うと、二重の呪縛、三重の呪縛なので、これはなかなか簡単にいかない問題であります。一方で、相談員の方々、あるいは法律の体制も、こういった関係で整備していかないと、消費者契約法を単純に改正するというところでも同じような論点がありますので、ここは慎重に見ていただきたいと思っています。

私からは以上です。

○河上座長 ありがとうございました。

続きまして、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 宮下でございます。

まず、実は事前にお配りさせていただいた資料を今朝差し替えたつもりでいたのですけ

れども、私の住んでいる家の辺りが今日停電を繰り返していました、その関係でどうも送れなかつたようでございまして、今、画面に映っているのが差し替えているほうのレジュメでございます。ホームページのほうも確認したところ、差し替えが済んでおりますので、大変恐縮ですけれども、この画面とホームページの新しい資料を御覧いただければと存じます。

今回は、今までの報告との繰り返しの部分は省略いたしますが、今までお話ししたことを探してまとめたものとなっておりまして、ただ、新しい内容を若干付け加えてありますので、その新しいところを中心にお話ししたいと思います。

1ページ目ですが、宗教的な寄附の性質ということで、これは第3回の検討会で報告したとおりでございます。もし契約として見るのであれば、私は無名契約と言われるもののが強いのかなと思っております。

ただ、その後、いろいろと考えてみましたが、そもそも契約と捉え切れない場合もあるのではないかだろうか。例を2つ挙げておりますけれども、道端のお地蔵さんに賽銭や花を備える行為とか、あるいは例2のところですが、これは第4回の検討会で郷路弁護士から御説明いただいた内容ですけれども、財産を渡す側が贈与する意思を持っていない場合に、贈与の意思を擬制することはどこまでできるのかが問題になるのではないかと思っています。そういうことを前提にすると、契約という枠組みで捉え切れない場合もあるのではないか、そのことをどう考えるかということにつながっていくわけです。

もう一つは、宗教的な寄附というのを一まとめに論じてよいのだろうかということです。通常の神社とかお寺に対する、いわゆるお賽銭を投げたり、お布施を渡したりという行為と、今回問題になっているような献金を半ば強要するような形になっているものは分けて考えるべきではないかと思うのですが、一方で、その線引きが非常に難しいというのは第3回の検討会でも申し上げたとおりです。そこで、不当な行為を中心に規制をするということをとりあえず考えてみてはどうかということをございます。

2ページですけれども、契約として捉えられる場合については既に御報告したとおりです、また御覧いただければと思いますが、第3回検討会で申し上げたように、一般的・包括的な取消権を導入することが一つ考えられると思います。

それから、(2)ですが、前回の検討会の最後に意見として申し上げたところでありますけれども、「違法の勧誘又は要求等の働きかけによりなされた寄附の禁止の無効」ということで、公益法人認定法17条を参照して条文案を作成してみました。

最初に「宗教法人」と書いてありますが、場合によっては法人格のない団体ということもありますので、そこはもちろんそういう書き方を含むことはあり得ることを前提にして、例えば、役員とか被用者というのは宗教法人の従業員という言い方は悪いかもしれません、職員、あと、信者が、寄附、これは名目のいかんを問わず宗教的な目的でそういう法人等が受領する金品または不動産ということで広く幅を持たせまして、そういう寄附について勧誘または要求等の働きかけをした場合に、これも勧誘とか要求に絞ってしまう

と、それに当たるか当たらないかという話になるので、そういったものを含む働きかけ、すなわち寄附の働きかけについて違法な行為を禁ずるとしています。

1号は、本来寄附をしないと言っている人に強要することを禁止する。

2号は、消費者契約法の4条3項8号を参考にしながら、靈感商法で前提になるような、靈感とかそういうもので不利益を与える事態が生じるということを示したり、それだけではなくて、例えば死亡した者の供養に必要である等の合理的に実証することが困難な根拠を示して不安をあおって働きかけをすることも禁止する。

3号は、寄附をするかどうかということを合理的に判断できないような状態にあるにもかかわらず、そういった働きかけをすることを禁ずる。

4号は、公益法人法と同じような形になっていますが、粗野もしくは乱暴な言動を交えて迷惑を覚えさせるような方法で働きかけをすることを禁ずる。

5号は、例えば寄附をする財産の使途について誤解させるような形でお金を出させるという行為を禁ずる。

最後に、幅広くそういったものを含む不当な行為を禁ずるということをした上で、さらに2項で、そういったものに違反した寄附は無効とするという形で網をかけてはどうかと考えて、こういった提案をさせていただいた次第です。

3ページ目については、合理的な判断をすることができない事情を利用した寄附ということで、これはもちろん消費者契約法でもずっと議論されていることですし、あるいは民法でも場合によっては議論が可能なことかと思いますけれども、特に寄附に関しては、合理的な判断をすることができない事情にあることを利用して過大な利益を得たりした場合、あるいは過大な不利益を与えたような場合に、これは無効とするというような条文です。

「過大な」というところをどうするかというところは議論としてあり得るところかと思いますが、いずれにせよこういった形で寄附そのものの効力をなくすようなことも考えていいのではないかということでございます。

③も前回の最後のところで申し上げたところですが、年収をベースにして一定金額以上の献金をした場合に、その超える部分の献金を無効にすることも検討してはどうかということです。ただ、これはカルト団体があなたの収入はいくらあるのかという調査をすることになったら困りますので、そういったことを同時に禁止することもセットでやらないと、ちょっと難しいかなというところはあるのですが、こういったことも考えられるということをございます。

あのところは第3回の検討会で申し上げたとおりでございますが、新しい情報としては、成年後見制度につきましては、公益社団法人商事法務研究会の「成年後見制度の在り方に関する検討会」で議論が進んでおりまして、その議事録を拝見しておりますと、現在は「精神上の障害により」という言い方をしているわけですけれども、そういった「障害」という言葉をやめて、本人の状況を勘案して考えるとか、いろいろ成年後見制度について見直しの動きが進んでいます。ですから、今後、成年後見制度の見直しの動きも注視しな

がら、今度は具体的に、事前に不当な勧誘とか要求によって寄附することを防ぐ、そういう制度的な枠組みを考えてみてもいいのかなと思った次第です。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

今度は、座長メモという形で出させていただいております。私としては、今後の法制化の可能性も含めて考えていきますと、ある程度これまでの議論を収れんさせていくことが必要ではないかと思いながら、毎回少しずつメモを書き足していくものをここにお示しすることにいたしました。

最初の2つの○は、どちらかというと基本的な姿勢でありまして、政教分離原則の話がしばしば出てまいりますけれども、これは政治の問題として、ここでは扱わないということにしております。

その次の消費者契約法における4条3項8号の規定があまり使い勝手がよくないということで、この部分についての要件の見直しをある程度やる必要があるのではないか。

それから、消滅時効の問題も議論されましたけれども、これは「追認できるときから」の解釈によってある程度はクリアできるということですけれども、そこも検討の余地はあるかと思います。

その次、消費者契約法そのものの抜本的な見直しが一方で行われているということなので、あまり小手先の議論だけで処理するのは好ましくないのではないかということで、今回やるとしても、どちらかといえば、受皿規定を用意するということや、無効規定の策定を試みるということで、先ほど宮下委員からも一定の提案がございましたけれども、のような形での無効規定の策定を試みるということ。特に靈感商法との関係では、宗教的勧誘であることを隠して接近するというところが一つ肝になるのだということも会議の中でよく指摘されたところであったかと思います。

それから、特定商取引法を何とかできないかという議論がございます。特定商取引法に関しては、もちろん業態等がきちんと要件に当てはまってくれれば、その部分で対応することはできるということになりますけれども、信者からの積極的な寄進・寄附を特定商取引法で全部カバーできるというのはかなり難しい。ですから、新たな要件を立てることについてはかなりハードルが高いなという感じがしているところであります。

寄附・寄進・お布施の法的性質については、宮下委員のほうから説明のあったところでございます。契約的な把握というのは有力ではありますけれども、それ以外のものもかなりある。特に、金銭の移転の具体的な状況ごとに評価が必要でありますので、その次のページですけれども、特に事実行為の可能性も含めて考えないといけない。

いずれにしても、一部で主張されているような喜捨・寄進を、プレゼント、プラス無主物先占あるいは即時取得などで説明しようとする議論はおよそ妥当ではないということを書いております。

その次は、寄附を契約とのみ考えることで、消費者契約法だけで処理するという考え方

はおよそ不適当であって、むしろ公序良俗とか暴利行為で無効となるようなルールを具体化したものを考える必要があるのではないか。その際に、特に不法行為を考えて違法性を認定するためには、禁止行為というものをはっきりと具体化しておく、これが必要ではないかということあります。

次に、無効規定の策定でありますけれども、これは先ほど宮下委員から出てきたものでありますので、繰り返しはいたしません。

さらに、相談事例にありますように、多額献金をすることで自分はもとより家族の生活が破壊されるケースが多く見られるということが考えられますと、そうした問題状況に対する対応として、我々が持っている法制度に、例えば貸金業法の規定、利息制限法の規定、割賦販売法での過剰与信なんかについてのルールを考えると、一定割合を超えた献金をもう禁止してしまう、その割合を超えた部分は無効であるという制度を用意しておくことが必要ではないか。これは前回、宮下委員から提案のあった制度と似たようなところであります。

さらに、消費者によって拠出された財産的被害の回復というのは、取消後の原状回復でいくか、あるいは契約無効後の不当利得返還請求、あるいは債務不履行でいく。そして、不法行為で損害賠償というような手段があるということは、実際に訴訟をなさった先生方からの情報でも明らかであります。

裁判例の多くでは、不法行為が使われているというのが現状であります。特に第三者からの主張を可能にするためにはこうした形を取ることになりますので、そのためには不法行為が成立しやすいような違法性の認定のための基準を設定されることが大事ではないかということであります。

さらに、被害者救済の観点ですけれども、これは様々なチャネルを通じて被害者をマインドコントロールの状態から解放することが重要でありますと、差し当たっては相談窓口の充実とか、特に診療科医師あるいは公的心理師などの専門家との連携が求められているということであります。

窓口で相談員の人が対応に戸惑うこともありますから、共有マニュアルを作成することが必要ではないかということであります。

また、被害の未然防止という観点から考えますと、消費者啓発とか消費者教育が極めて重要であります。先ほど、紀藤委員から示されたドイツの様々な資料も大変参考になるものと考えております。

さらに、宗教団体の解散命令あるいは業務停止命令については、宗教法人法あるいは公益財団法人法、会社法、そういうところに手がかりとなる規定はあるのだけれども、これまでなかなか使われてこなかったということであります。

とりわけ、宗教法人法の活用に関して、文科省は非常に消極的な態度を示しているけれども、その姿勢には猛省を促したいと考えております。特に調査権とか資料請求権などを前提とした通知・改善命令・業務停止命令・解散命令といった様々な効果をそこに付与し

て整備していくことが必要ですが、これは恐らく組織に対するいろいろな形での支援が必要になってくるように思います。

それから、海外の例えばフランスの反カルト法とか反セクト法の要件は、実は大変参考になるものであることは確かでありますけれども、実際の運用状況から見ますと非常に苦労されていることが知られます。ただ、そこで出てきた一定の要件は、今後何かしらの特例法をつくった場合に参考になるような文章がいろいろ出てくるわけであります。特に、法的形態もしくは目的が何であれ、その活動に参加する人の精神的、身体的依存をつくり出して、維持したり、利用することを目的または効果とする活動を行うあらゆる法人、法人だけではないと思いますけれども、あらゆる団体、こういうものを取り出して、そうしたものに対する新しい規制が考えられるのではないかということであります。

それから、制限能力者に対する支援の問題として、かつて浪費者があったので、あれがなくなつて非常に困るということを紀藤委員からもお話がありましたけれども、これまでの立法の経緯からすると、浪費者を復活させるのはちょっと難しいという感じがしました。ただ、宮下委員から、現在、特定の状況に鑑みて財産管理ができる制度が考えられないかという議論が既に法務省の中でも行われているということを知りましたので、その辺も含めて今後の方向性としては考えていいのではないか。

以上のようなことで、ちょっと長くなりましたが、取りまとめに向けた主要課題として最後のページに5つほどポツを並べておきました。これに限らないということになるかもしれません、我々の検討会で一定の方向を示し、そして、各委員の御意見を整理したものをさらに敷衍した形で書いていくという形で報告書がつくれればどうかということです。

特に、消費者契約法の見直し問題、それから、悪質献金の被害救済及び不当献金防止法の設定、さらに宗教法人法の見直し、暴利行為論の新たな枠組みを考えてはどうかということや、宗教2世の保護といったような、大きな固まりとして議論を收れんさせていってはどうかというのが私からのメモの説明になります。

ちょっと早口で申し上げてしまいましたけれども、以上のようなものであります。

今日、事務局のほうから幾つか資料も出していただきました。資料1には幾つかの項目についてこれまでの御意見を整理したものがございますので、それについてフリーディスカッションを行いたいと思います。枠組みはどうでもいいかもしれません、1~5辺りに分類されていることを見ていだいて、それを区切りながら話を進めていきたいと思います。

まずは1についてですけれども、御意見のある方は挙手をして発言をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 ありがとうございます。

そうすると、まず1の旧統一教会への対応についてというところで議論すると伺ってい

いですか。

○河上座長 それで結構です。よろしくお願ひします。

○菅野委員 分かりました。

では、まず「旧統一教会への対応等」というところで意見を言います。

私は、もちろん防ぐとか救うということを法改正で対応するのは、2以下の議論で大事だと思うのですけれども、今後の予防、救済の大前提として、現在の問題を乗り越えることが必要不可欠だと思うので、根っこを断つという意味からも旧統一教会への対応についてこの検討会でしっかり提言すべきだと思っています。

その点で、旧統一教会に関しては、解散命令が難しいとか、解散命令請求が難しいということなのか、ちょっと判然としないのですけれども、様々な発信がなされているので、ここで一定の法的な評価を出すべきなのではないかと思っています。

具体的に言うと、旧統一教会に関しては裁判例ですね、弁護団の皆さんに積み上げてくださった伝道、教化、献金要求行為などに組織的な違法が認められたもの、こういうものが積み上がっているわけですし、そのほか明らかになっている数々の問題を直視すれば、宗教法人法第78条の2第1項1号に基づいて、「法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした疑いがあると認めるとき」という要件に該当すると考えるのが自然だと思います。なので、同条に基づいて、所管庁において質問・報告徴収権を行使して、解散命令請求の判断に向けた調査を速やかに開始すべきだと提言することが必要だと思っています。

この点に関しては以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

紀藤委員、どうぞ。

○紀藤委員 私も菅野委員に全くの賛成です。その上で一言付け加えると、私は消費者庁も利害関係人として申立てができるという考え方方に立っています。

今日、消費者庁の資料が出ていたと思うのですけれども、映していただければと思います。資料2の「宗教法人等に関する指摘事項」です。これを見ていただければお分かりと思うのですが、所轄庁は消費者庁ではないということなので、宗務課が所轄庁になるのでしょうかけれども、消費者庁は所轄庁でなくても利害関係人申立てができるのではないかと私は考えています。

その点は検討すべきだと思っている理由は、宗務課には情報収集窓口がありません。つまり、宗務課が申立てをしようすれば、所轄庁は一般的には情報収集権限を持っていなければ、所轄として申立てが難しいということになると思うのですね。そうすると、宗務課が何かをやろうとするという、宗教法人法という、本来その法律を純粋に読んだときに、宗務課は確認する手だてがないのです。そして、確認する手だてがないところが申立権限者になっているということは、逆に言うと利害関係人を広く見ないといけないのではないかというのが宗教法人法の立てつけではないかと思います。

つまり、利害関係人申立てができるなどを前提に考えると、宗務課に対して消費者庁のほうでも強く働きかけていく必要性があるのではないかと思います。申し立てるときには共同申立てになろうかとも考えられます。

それから、定員とか予算を見ていただけお分かりになると思うのですけれども、たった8名で18万以上の宗教法人と宗教団体を簡単に言うと統計調査をしているだけなのです。私ども全国靈感商法対策弁護士連絡会でも何度も話し合ってきましたけれども、やはり8人では体制が不備なのですね。

その不備な立てつけがどうして生まれたのかということも原因論としてあると思うのですけれども、この5番目、消費者庁と文化庁宗務課とのこれまでのやり取り、交流があつたかということに、必要に応じと書いてあるのですけれども、例えば、遡って考えると、2009年の靈感商法が社会問題化したときに果たして交流できていたのかどうかです。消費者庁は2009年9月にできるわけですけれども、その年はちょうど靈感商法の問題が大きくクローズアップされて、犯罪化されて店舗が摘発された時期に当たります。そういうときにきちっとした情報交換がなされていたかどうかについては私はやや疑念があって、そこは国会で議論してもらってもいいのかもしれませんけれども、具体的な問題としてあるのではないかと思います。

いずれにせよ、付け加えたかったのは、宗教法人法の解釈としても利害関係人申立てを検討していただきたいと思っています。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

この点に関してはもう既に議論の中で出てきておりますし、今、消費者庁にどうなのと言おうかと思ったのですけれども、フリーディスカッションの場でございますので、むしろ消費者庁にそのような形での関与について検討しなさいということですね。

それから、PIO-NETに関しては連携がまだできていないということがございましたので、この点についても文化庁宗務課が接続権限を持っていないという現実がむしろ問題ではないかという問題提起はさせていただければと考えているところでございます。

そのほかに、何か特にこの問題領域でございますか。

宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 ありがとうございます。

私も一言申し上げます。今いろいろ御発言もありましたけれども、菅野委員からもさつき指摘があったように、そもそも請求ができないから解散命令ができないのかという議論がありましたけれども、座長のメモの2ページから3ページのところで、まず活用することに対する消極的な姿勢が問題ではないかと思います。あるものをまず活用してみて、駄目だったら次に行こうという話になるときに、そもそも活用しませんとか、やりませんという姿勢自体について、私自身も座長と同じように猛省を求めると思いますので、まずそこからスタートすべきである。

ただ、それだけでは恐らく片づかない問題ですので、その先も見据えて議論すべきですが、まずは活用ができるかどうかをきっちと検討していただきたいなということを強く感じた次第です。

以上でございます。

○河上座長 ありがとうございました。

○紀藤委員 紀藤です。

今のところですけれども、オウム真理教事件のときには団体規制法をつくる経過があるのです。つまり、破防法の適用は請求したのです。ところが、破防法は認められなかつたので、まさに今言われたとおり団体規制法をつくったという経過があるのですね。

ですので、政府というか、ここで言うと文化庁宗務課かもしれません、やらないでおいて難しいという議論は成立しないのではないかと私は思うのですね。オウム真理教事件のときは破防法の適用は難しいということだったけれども、それでも請求したのですね。そして、それが認められなかつたので、逆に言うと団体規制法をつくったという経過があるので、そこは重大に考えていただきたいなと思っていいます。

以上です。

○河上座長 ありがとうございました。

次は「法制度に関する事項」になりますけれども、この点について何か御意見のある方はお願ひいたします。

芳野委員、どうぞ。

○芳野委員 ありがとうございます。

河上座長のお話にも出てきましたが、消費者契約法については付け込み型不当勧誘の取消しを認めるという項目を入れるべきではないかと考えております。

日弁連では、2014年に日弁連改正試案をつくりまして、付け込み型の不当勧誘の取消しを認めるべきだという提言をさせていただいております。

そのときに、どんな条項にすべきだと言っているかといいますと、事業者が当該消費者の困窮、経験の不足、知識の不足、判断力の不足、その他当該消費者が消費者契約を締結するかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用して、当該消費者に消費者契約の申込みまたは承諾の意思表示をさせたときは、これを取り消すことができるという提言をしております。

このような条文であれば、合理的判断ができない事情を広く事実として裁判所が判断できることになるので、マインドコントロール下にあって合理的な判断ができない状況にある靈感商法に対してある程度対応できるのではないかと考えております。また、悪質な靈感商法というのがどんどん変化して、条文の隙間で救済ができないということも、このような形であればかなり救済できるのではないかと考えております。

消費者庁の消費者契約に関する検討会においても、判断力の著しく低下した消費者が自らの生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約を締結した場合における取消権を定める

ことが考えられるという提言をなさっておられまして、こういうことをいろいろ検討されてきたにもかかわらず、消費者契約法にこれが盛り込まれてこなかったということがありますので、この時点で積極的に考えていただきたい。もちろん脱法的な防止をするための受皿規定も含めて考えていただければと思っております。

この点、座長におっしゃっていただいていたのですが、現在ある靈感商法のやり方を絞り込んで抽出して、このやり方だけに対応するような細かい要件を消費者契約法に場当たり的に入れるというのは本当の解決にならないと考えております。要件が細かくなればなるほど、手口が少し変わっただけで使えない条項が増えることになって実用的ではないということになると思いますので、靈感商法の本質である合理的判断ができない事情に付け込まれた場合に取り消せるというような本質を欠いてはならないと思っておりますので、ぜひそういうふうな前向きな解決、条文を検討していただければと思うのが一つです。

もう一つ、消費者契約法につきまして、取消権の期限は現在は「追認をすることができる時から1年間」となっておりますので、いつから追認できる状態になったかというところが裁判になったときに争いになったり、事実の問題としてなっているので、これがある程度使えるところは使えるのですが、宗教問題が絡む場合はマインドコントロールが解ける過程にかなり時間がかかることがあるということを加味すると、債務不履行と同様の時効期間ということで、期間の延長を考えることも検討してもよいのかなと考えております。

以上でございます。

○河上座長 どうもありがとうございました。

前に紀藤委員のほうから、状況に付け込んだということもそうなのですが、それとは別に「その状況を生み出す過程をもたらし、もしくは」というぐらいに、言葉としては書き込んだほうがいいのではないかという御意見があつたので、場合によってはそういう修正があつてもいいのかなという気がいたしました。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 ありがとうございます。

法制度の観点で言うと、（1）の消費者契約、あるいは寄附の位置付け、そして、法人の解散命令はさつきの話でいいとして、ちょっと広くなるのですけれども、法制度に関してまとめて皆さんの知見をお借りしたいと思うので、意見と質問ということになります。

まず、制度上必要なのは防ぐということと救うことがあると思うのですけれども、防ぐということについて、先ほどから話が出ているように、そもそも宗教法人には献金のルールがないよ、こういうことをしゃ駄目だよというルール 자체がないということが防ぐに防げない根本的な原因の一つになっていると分かってきたと思います。

そのことに関しては、先ほど座長からも提言がありましたけれども、宗教法人法の改正なのか、不当献金等防止法みたいな感じで新法をつくるのかはさておき、公益法人法を参考にしながら宗教法人に関しても、関連法で献金に関する一般的な禁止類型を定めるべきなのだろうと思います。

その点で、なぜこれが必要かということがうまく伝わらないでいると思うのですけれども、まず1つ目に違法な献金が予防できること、2つ目に消費者契約法で場合によっては拾い切れない献金事例を救えること、3つ目に質問権とか解散命令請求をやるときに法令違反はどこなのかが論点になっているわけですけれども、その法令違反とか法令違反の疑いがありますよということを支えるような明確な法的根拠になり得ること、4点目に、これは大事だと思うのですけれども、よく宗教法人法に触るのは政治的に難しいのではないかと言われることがあるのですけれども、むしろ宗教法人を隠れみにした金銭搾取団体とまともな宗教法人をしっかり区別するためにも、そして、まともな宗教団体が世のため、人のためにきちんとお金を集められるようにするためにも、こういうルールが必要なのだとということを打ち出すべきではないかと私は思っています。

これとの関係で、後でまとめて誰かに御相談でお答えを伺いたいと思っているのですけれども、質問その1としては、こうやって一般的な献金ルールを定めたときの効果です。取消しなのか、無効なのか、その他なのか。先ほど宮下先生のほうから無効という提案をいただいて、確かに無効にすれば、本人だけでなくて他の人も、これはもともと無効なのだからという感じでもしかしたら争う道が開けるというメリットがあるのか、どうなのか、効果のところをめぐって学者の皆さんに御意見を伺いたいと思っています。それが1点です。

次に、やはり救うというところで、取消しの範囲を広げて、時効の期間をどうするかというこの2つで、もう皆さんも取り上げてくださっています。

まず、取消しの範囲のところですけれども、よく反カルト法に賛成か反対かと言われるのですけれども、これは全然賛否の話ではないと思っていて、取消しの範囲を消費者契約法で広げるときの要件部分においてフランスの反カルト法の無知・脆弱性を利用するという部分が大変参考になりますよと。ただ、効果のところは、一気に犯罪化するというところよりは、むしろその手前でやるべきことがあるのではないかという感じで日本は取り入れましょうということをちゃんとお伝えしたほうがいいのかなと思っています。

その上で、消費者契約法で救える献金と消費者契約法で取りこぼされる献金があることが大体見えてきて、どっちも救うことができれば結果としてはいいのですけれども、とはいえ、消費者契約法で救える献金とはどういうものなのかということは、裁判で闘う当事者の身になってみたときにも、一定の社会的コンセンサスを今つくっておく必要があると思うのですね。

その点でも、私は民法の専門的な学者ではないので聞きたいのですけれども、私も宮下先生がおっしゃるとおり無名契約と整理して、きちんと打ち出したほうがいいのかなと思っています。献金は、政治献金であれ、宗教的な献金であれ、渡すかどうかは任意だけれども、渡してしまえば相手のもの、そういう類いの性質だと思うので、自然債務を発生させる無名契約みたいな感じを最初にイメージさせておいたほうがいいのではないか。

つまり、質問は、あまり贈与契約等と言ってしまうと、実際に渡す前から渡す義務が生

じることになりかねなくて、献金者に今より過剰な負担が生じるリスクがあるから、この検討会として贈与契約等のいろいろな契約みたいな感じで打ち出すよりは、無名契約的な法律構成を提示したほうが役に立つのかなと思っていますが、その点はどんなものなのでしょうかというところが質問です。

3点目が時効のところです。先ほど芳野先生からもお話があったように、追認できるときから1年というのがどうなのか。だとしても、1年は短いのではないか。追認できるときとは何ぞやということでかなり評価が分かれてしまい、その評価によっては救えないのではないかと、やはり問題があると思うので、ここは座長にもお伺いしたいのですけれども、どっちがいいのでしょうか。追認の解釈で行けるよねという話なのか、ちゃんと延ばしたほうがいいよという話なのか。私は後者だと思うのですけれども、どんなものでしょうかということを相談したいなと思っています。

最後ですけれども、「相談に来るのは家族だけ問題」というのがあって、すごく大事な問題だと思うのですけれども、私はそれでも本質的な個人の自由というのを基本に置いて、むしろ本人の意思決定の自由を回復するために、カウンセリング機能をちゃんと強化して、先ほど話に出ているように、ちゃんとチームを組んで、機能させて、時効を延ばすことであ自分が取消権を使える、こういうことを整備するのが本筋なのかなと。今から家財産制度みたいなものに戻るような懸念があったり、家族が勝手に取り消せるみたいな感じだと、むしろ家族間の信頼関係がさらに壊れて、抜本的な解決が遠のくような想像もできるのですけれども、この点ですっと実務をしていらっしゃる方の懸念や考えなどをお伺いできたうれしいと思っています。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

いろいろな質問というか、相談がありましたので、こうではないですかねというような御意見があれば、いかがでしょうか。

宮下先生、大分お名前が挙がっていたのですけれども、どうですか。

○宮下委員 ありがとうございます。

菅野委員、大変鋭い御質問をありがとうございます。

まず、ルールをつくったけれども、その効果をどうするかというところですが、無効と取消しということで、一つは確かに主張できる人が本人あるいは法定代理人とか、そういう人以外の人も主張できるという意味合いで無効という方がよいというのもあるのですけれども、もう一つは、取消しというのは、取消しの意思表示をするまでは一応有効なものとして取り扱われることになりますので、そうすると、本来であれば不当な献金であって有効性が奪われるはずであるのに、それを一旦有効と認めた上で取消しにするというのがいいのか、それとも最初からそれはおかしい、無効だよというのがいいのかという判断をしたときに、私としては無効という判断のほうが適切ではないかと考えました。これが1点目でございます。

2点目ですけれども、契約と考えて無名契約であるということを打ち出したほうがいいのではないかという御意見でございましたが、私自身は契約して捉えるのであれば無名契約かなと考えておりますが、随分慎重な言い方をしているのはなぜかというと、これは契約ですよと言うと、契約かどうか、最初の入り口のところで争いが始まって、結局また長期化することになる。

そうすると、もちろん不法行為というところでも紀藤先生をはじめいろいろな先生方が苦労されているということは承知しているのですけれども、契約かどうかというところで議論が始まってしまうと、また長期化してしまうおそれもあるので、契約として必ずしも捉えられるかどうか分からぬところがあるのであれば、そこをスルーするという方法もあるのではないかということで慎重な意見を言わせていただいたところでございます。決して菅野委員の考えがおかしいということではなくて、契約かどうかというところでストップしてしまうことを避けるのにはどうしたらいいかというところですので、御理解いただければと思っております。

最後の時効のところですけれども、例えば、なぜ消費者契約法では時効の期間が短いのかというと、消費者庁が出している消費者契約法の逐条解説では、「消費者契約においては、契約当事者の一方は必ず事業者であるところ、事業者の行う取引は、反復継続的に行われるという性質をもつ。このため、事業者の行う取引は、迅速な処理が求められ、かつ、取引の安全確保、法律関係の早期の安定に対する要請が高い」とされています。ですから、民法上の取消期間は、短期は5年、長期であれば20年というところですが、短期を1年、長期を5年という形で短縮しているということになります。

ところが、少なくとも献金については迅速な処理とか取引の安全確保を図る必要は全くありませんので、そうであるとすれば、もう少し長い期間を考えてもいいだらうと思います。ただ、献金に特化してしまうと、またそれは問題でありますと、消費者契約法の世界でも、実際に困惑類型と言われるものは気がつくまでにものすごく時間がかかる、気がついた頃には時効が成立するのではないかと争われることがしばしばあります。今は「追認をすることができる時から」の解釈論でクリアをするという少し技術的な方法を取っているわけですけれども、それは本来の姿ではありません。やはり、期間としてはきちんと長い期間、すなわち、本人が困惑から脱する期間を想定した長さとする必要があります。

先ほど芳野委員からも御指摘があったように、時効については単に小手先の技術論でカバーしている部分もありますけれども、そうではなくて、根本的に見直す必要があるだらうと思います。それは立法趣旨から考えても、今回のようなケースは、むしろ迅速な要請はないケースで、困惑類型でも事業者が悪質なことをやっている場合には事業者を保護する必要はないですから、時効期間を見直すというのは当然前提にはなってくるだらうと思います。

これは消費者契約法の世界でもそうですし、あるいは座長がおっしゃっていたような特例法みたいなものでもそのところは十分考えた上でやる方がよいと思います。もし取消

しという制度をつくるのであれば、そうしなければいけない。無効であればそういうことを考えなくていいのですけれども、その辺りは検討する必要があるかなと思います。

やや長くなりましたが、以上でございます。

○菅野委員 ありがとうございます。

○河上座長 ほかにはいかがでしょうか。

私も民法をやっている人間なので、今の御質問に対してもいろいろお答えをしないといけないのかなと思いますけれども、契約だけではなくて、事実行為が対象になってしまふと、これは不法行為で行けることになりますから、むしろ違法性をはっきりさせるような禁止行為となるようなものをきちんと明らかにしておくという作業が求められるということではないかと思っています。

効果に関しては、無効のほうが本人以外の人間も主張できるというメリットはかなり大きい感じがしているところであります。

消滅時効の問題ですけれども、確かにおっしゃるように短いのかもしれないという感じはしております。ただ、ほかの類型との関係で考えると、宮下先生がおっしゃったように、なかなかこれを延ばすというのがいいのかどうかということに関してちょっと慎重になつております。むしろ、「追認可能なとき」というのを操作するやり方は、確かにゆがんではいますけれども、何とかこれでクリアできるのではないか。

むしろ私は、行為のときから5年とかそういう期間が邪魔をしていることのほうが多いのではないかという気がするので、延ばすのだったらこれを延ばさないといけないのではないかという感じを持っているところであります。

ちょっと脇から入ってしまいましたけれども、よろしいでしょうか。

○菅野委員 確かに、行為のときから5年というほうがむしろハードルになっているというのは、なるほどそうかも、やるのはそこを延ばさなければいけないと、今伺って改めて思ったのですけれども、西田先生に伺いたいのですが、マインドコントロールから解けるときは、ぱっと解けるという人もいれば、グラデーションがあったり、過激なことに気づいてやめよう、そこから本当のマインドコントロールが解けるまで段階があるのだと、そんなお話を出ていたように思うのですけれども、解けたときから、「解けた、自分の献金はおかしかった、これは法的救済の道がある、じゃあやってみよう」、この過程で1年というのをどう捉えたらいいものなのか、御意見があつたら教えていただけたらありがたいです。

○西田委員 これは、紀藤先生もよく知っていると思うのですけれども、気づくときというのは、突然に、はっと気づくことが多いようですけれども、それからあと、いろいろと自身で検証していくのです。何を私は間違えたのだろう、どうしてこうなったのだろうと。それに加えて、やはり間違ひなく私はこうしてだまされたのだな、みたいに確信がもてるようになるまでには、さらに何か月もかかります。

実は、中途半端にその確認を終えると、再び勧誘を受けると、すっと戻ってしまうこと

がありますので、1年と考えると、訴訟問題の検討まで考えられるようになると考えると、ちょっと短過ぎて、危険かなと私は思います。

○河上座長 紀藤委員、どうぞ。

○紀藤委員 西田さんの回答のとおりで、マインドコントロールという議論は本当に私の本を読んでいただければいいですけれども、どうあっても強迫観念が抜けないといけないのです。強迫観念が抜けない限り身動きが取れないので。強迫観念が取れる瞬間は一瞬なのです。だけど、強迫観念が取れても、元の精神状態に戻るのはリハビリの期間が必要で、裁判を起こすとか、取り消したいとか、あるいは自分が被害者なので、ほかの誰かを誘ってしまったからその人を助けたいと思うような気持ちはそこから徐々に生じてきて、多くの人が1年がかりだと思うのですね。ですので、あっという間に1年という期間は過ぎてしまうというのが一般的だらうと私は思います。

私の意見のほうを先に言ったほうがいいと思うので、今のお答えですけれども、2番目のところは、私は消費者契約法は改正できると思っているので、まさに先ほど河上先生が言わされたとおり、私はむしろ消費者契約法は少しいじったほうがいいと思っているのですけれども、特定商取引法も場合によっては、資料1の2の法制度に関する事項（2）で芳野先生しか言っていないのでこれだけにしかなっていないのですけれども、私も消費者契約法は絶対に改正ができるという絶対の自信があるので、消費者庁にもやっていただきたいと思っているのですけれども、この（2）は確かに難易度が高いなと私も思ってはいるのですけれども、そうは言っても、特定商取引を特定すればこの類型は入ってくるわけだから、私は靈感商法という特定商取引に類型化してもできるのではないかと。

なぜ、特定商取引法に入れなければいけないかといったら、多くの靈感商法は正体隠しが多いからです。宗教であることを隠しているだけではなくて、ヒーリングとか何かいい言い方をするのです。つまり、直接的な靈感的な言い方をしないのです。健康とか、ヒーリングとか、がんが治るとか、こういうのは靈感的な言い方ではないです。そういうものは、販売目的隠匿とか正体隠しみたいなものは、特定商取引法のほうがむしろ分かりやすい類型かなと思うと、私は特定商取引法にそういう類型を設けていいのではないかと思っているのですけれども、消費者庁には検討していただきたいとつくづく思っているのです。

そして、先ほどから議論があるとおり、献金全部が入らないとなると、献金は特別法でもつくらざるを得ないのかなと思っていて、先ほど河上先生の案を見ていると、僕自身はそれはいいなと思っていて、やはり3段階なのかなと。消費者契約法の改正は絶対で、特定商取引法は罰則もついているし、正体隠しというところにぴったり来る法制なので、むしろ靈感商法にぴったりな法律で、どうしても駄目なら献金だけ切り分けて、それぞれの政党でも考えているようなルールづくりは特別法という、この3通りが全部あってもいいのかなと思っていますので、その点は付け加えさせていただきたいのです。

あと、河上先生のメモは、議論する場がなかったので、フリーディスカッションなので先に話しておきます。1番目と2番目の○はそれほど反対しないのですけれども、1番目

の〇の冒頭の政教分離原則のところは、裁判をやっていると消費者問題でも焦眉の問題として争われるのです。つまり、裁判所が献金とかそういうものに関われるかどうかということの問題点として、焦眉の課題として争われるから、先ほどの河上先生の口頭の説明は全然問題がないのですけれども、この文章はちょっと言い過ぎではないかと思っていて、「政教分離原則は、もっぱら」の「もっぱら」は取るべきだと思うし、消費者問題の中でも当然争われてくる事項なので、これは念頭に置いたほうがいいと思います。最初の〇の冒頭は、私は憲法学者の端くれとして、こういう問題を扱う者の端くれとして、私は憲法学の修士を持っているので一応説明しておくと、憲法の問題というのは民民のルールでも当然問題になるので、この〇は違うのではないかと思っています。

それから、3番目の〇の消費者契約法における4条3項8号が議員立法で加えられたということは間違いないのですが、この「あまり」というのはやめておいたほうがいいのかなと思っています。これは国会議員の中でかなり議論した上で入れられたと私は認識しているので、各政党の人に対する失礼な感じがするので、これは「あまり」ではなくて、議論をされた上で導入されたのだと私は認識しています。

あと、私的自治への介入の問題も私は若干違うのではないかと思っていて、私的自治 자체が憲法論なのです。それで、憲法論から見ると、私的自治の介入をどこまでするかという議論なのです。つまり、原則的には私的自治なのですけれども、私的自治が許されない場合はどういう場合があるかという議論を憲法論ではしていて、まさに貸金業法の規制とか割販法の規制は私的自治の制限もあるわけですね。同時に、成年後見制度もそうです。ですので、「取消権を主張することは、私的自治への介入として」というのも書き過ぎだと私は思っていて、口頭での説明は全然気にならなかったのですけれども、文章上はちょっと気になるので、この辺りは資料として残されるのであれば気をつけていただければと思っています。

それから、3ページの冒頭に「妙覚寺事件」というのが載っているのですけれども、これは漢字が間違っています、「明覚寺」であって、「妙覚寺」ではないということです。

あと、先ほど菅野委員がおっしゃいましたけれども、3ページ目の上から2番目の〇、「海外、たとえば2002年のフランスの『反カルト法・反セクト法』の要件などは参考になる」と。先ほどの口頭の説明は全然問題を感じていないのですが、「その意味で安易な模倣は危険である」の「危険」という言葉が気になっています。安易な模倣をしようと思っている人は誰一人いないと思うのですね。

先ほど菅野委員が言われたことですけれども、フランスの反カルト法・反セクト法は、年号は2001年だと思うのですけれども、全体が反カルト法・反セクト法も含めた法制なのです。だから、反カルト法・反セクト法と言ってしまうと対象が曖昧になってしまって、いろいろな議論がありますけれども、これを全部入れろという発想をしている人は多分どこにもいらっしゃらなくて、反セクト法の中の無知・脆弱性不法利用罪をどう適用できるかとか、それから、セクトの10の指標というのは、1995年の議会報告書の中に出てきて、

それが今まで取り入れられているわけですけれども、そういう10の指標というのは反セクト法制の中で取り上げられてきたもので、そういうものは参考指標として考えられるということですので、「その意味で安易な模倣は危険である」の「安易」という言葉もあれですけれども、「危険である」というのを文章上に残すのは気になっているので、その辺りは御注意いただければと思っています。ただ、先ほどの口頭の説明はそれほど違和感はありません。

あとは、解散命令の話が「法制度に関する事項」で出ていますが、解散命令に関する話は先ほど私が話した内容等で十分だと思いますので、それは破防法の適用も含めてお話しできたのでよかったです。

あと一つは、通則法の話です。確かに通則法ではこうなっているわけですけれども、実際のところ、裁判を起こすとなると、海外送達の問題があるので意外と難しいのです。我々は、最高裁判決が出そろったところで、韓国の統一教会と文鮮明氏を直接訴えるかどうかということを本当に真剣に検討したことがありますけれども、被害者救済の立場でこれをやってしまうと、海外送達、あと韓国語で翻訳するという作業だけで膨大な時間と膨大なお金がかかります。我々が統一教会問題の裁判に出している証拠は、積み上げると1メートルは優に超えるのです。それを全部翻訳しろと言われたら、幾らお金がかかるか分かりません。ですので、意外と難しいことがあるので、元に戻りますけれども、脱法行為を監督するところ、国税庁とか、外為法を管理する財務省とか経産省がちゃんとやってくれないと、とても解決できないところだと思いますので、消費者庁の枠組みを超えるとは思いますが、省庁連絡会議にきちんと報告もしていただきたいし、省庁連絡会議に今のところ国税庁も財務省も経産省も入っていないのが私はすごく気になっています。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

私のメモに関してはいろいろ御指摘いただいて、ありがとうございます。少し口が滑ったところもありますので、その辺はもし公にするときに少し修正して出させていただこうと思います。

それから、法の適用に関する通則法は、消費者契約の特例が規定されているわけですけれども、消費者の常居所、つまり消費者の住んでいるところが裁判籍になることもあるのではないかという気はいたします。

さらに進んで組織の中核にまでわたっていくときに、今、紀藤委員がおっしゃったような問題があるのだということになりますと、これはもう民間ではなかなか対応し切れないというお話だったかと思います。その辺も含めて、一応文章として残していくということにしたいと思います。

最後に、消費者庁から出た資料の3～5の残りの部分に関して御意見を頂戴することができればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特に相談対応とか、そういう問題が相当ありますので、国民生活センターのほうからもいろいろと御感触を伺えれば

と思うのですが、いかがでしょうか。

○山田委員 国民生活センターの山田でございます。

PIO-NETのデータの保存期間の件につきましては、前回のこの会議でもお話し申し上げましたけれども、いろいろ検討すべき点はあります、他方、河野大臣がおっしゃっていることもありますので、私どもとしては早急にどういうふうに進めていくのかを検討していきたいと思っています。

それに加えて自分からのお話を申し上げますけれども、座長のお示しいただいたページは、最初のタイトルからして救済が主とお見受けいたしましたけれども、その中でも一部、未然防止の話も出ていたかと思います。これまでの御議論の中でも、実際に事が起こってしまってから、そこから元に戻していくというのは非常に難しさが増すだろうと思います。とはいえ、それはそれできちんとやらなければいけないことだと思いますけれども、未然防止あるいは拡大防止ということで、相談の現場としてどういうことができるかを考えると、こういう不当なことが行われているということを注意喚起していくことが基本だと思います。

国民生活センターがやっている注意喚起の基になっているのは、PIO-NETで蓄積された情報です。それは、田浦委員のような、実際に現場で相談に乗っていただいている方々が登録してくれたものの集積ということになります。それを私たち国民生活センターが利用して注意喚起に結びつけるわけです。

その注意喚起は、消費者向けの情報提供という形でしますけれども、取りあえずここで事業者というふうに言っておきますが、事業者に対しても再発防止とか、やり方の変更を申し入れることもあります。

ただ、申し入れるに当たって、消費者に対する情報提供というのは各種法律上も比較的はっきり書いてあるのですけれども、事業者に対して何ができるのかというのは、いろいろ法令上に書いてあることを駆使してやっているのですけれども、もし積極的にこれからそう進めていったほうがいいということであれば、制度的な担保といいますか、枠組みを確保していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

田浦委員、何か補足的にお話しいただければと思いますが、どうですか。

○田浦委員 ありがとうございます。

こういった問題の専門的な窓口はぜひ設置していただきたいと思っております。それと同時に、消費者教育や相談対応の中で、今までも靈感商法のトラブルは扱ってきておりますけれども、旧統一教会の問題を踏まえまして、具体的な手口の紹介とか、より適切なほかの相談窓口の案内、それから、相談者の方、当事者の方あるいは御家族の場合もありますけれども、そういう方への丁寧な聞き取りなど、さらに感度を上げて取り組んでいく必要があるなと感じました。

ありがとうございます。

○河上座長 今のところ、まだセンターに対する相談は比較的少ない。むしろ、今あるのは占いサイトとか、そういうものが多いのだという話を前に芳野委員からも伺ったところでして、これは今後、靈感商法とか靈視商法、占いサイトという問題についても、消費者センターが窓口にならないといけないのだという自覚を相談員の方にも持っていただく必要があるのかもしれません。

紀藤委員、どうぞ。

○紀藤委員 私ばかりで本当に申し訳ないのですが、相談の問題というのは結構重要で、今日、消費者庁が9月30日に省庁連絡会議に配られた資料が配付されていませんが、そういうのを見ると、相談の50%以上は本人からではないのです。それから、相談の50%以上は60代以上なのです。これを真剣に考えないといけないと思うのです。それは高齢者のトラブルとあまり変わらないですよね。つまり、見守りネットワークというのが最近あるではないですか。消費者問題と高齢者の介護の問題というのが連動しないと、やはり無理なのです。家族から献金額が不明であるという相談が多数あるわけですけれども、献金額が不明って、本人がやめていないから不明なわけですよね。そうなると、不明な人とか高齢者を抱えている家族の人は、果たして消費者センターに連絡するのかですね。

今回の政府の省庁連絡会議のマニュアル等が配付されているのを見ていますけれども、家族やいじめの問題は厚労省などの電話番号を案内しているのですね。そうすると、彼らはいじめとか家族問題の相談はできます。だけど、それを聞き取っているうちにお金の問題が絡んでいるときにどういうふうにしていくのかということのフィードバックですよね。それが今回の省庁連絡会議で案としてつくられている、例えば資料3のヒントとなるQ&Aとか、そういうところがうまく連動しているのかなど。

相談の8ページを見てみると、本当は消費者問題かもしれないけれども、児童虐待の窓口とか子どもの人権というのがあって、後から西田先生も補足してもらつたらいいと思うのですけれども、カルト問題というのは、ドイツでもそうなのですけれども、最初は基本的には家族の中のトラブルという問題がまず発生することが多いのです。その方々が相談をしに行くと、実は調べてみたら何千万も払っていたということが後で分かってくるということも往々にしてあって、やはり見守りネットワークとかと。

(システム復旧作業中)

○河上座長 皆さん、こちらの技術的な問題があったようで申し訳ございません。紀藤委員のお話の途中で紀藤委員の画面がフリーズした状態になって、そこから後が駄目になりました。場合によっては、後で御発言の部分を紀藤委員のほうに補正していただいたものを公開するという形で修正ができるれば、そういうふうにしたいと思います。

○紀藤委員 最後のところだけだったらしいので、最後のところは、今回、ドイツの資料を出しましたけれども、実はドイツだけでなくオーストリアにも資料があります。つまり、僕は実名が重要だと思うのですけれども、実名である程度啓発していくことについて

は、ドイツだけではなくてオーストリアもやっている例がある。そういうことも含めて考えていただき、相談対応に関しては見守りネットワークの活用なども含めていろいろ考えていかないといけない問題があるなど。

2世、3世問題は、見守りネットワークを参考にしながら、そういうことも必要にならうかと思います。

以上です。

○河上座長 今、ユーチューブが止まっている状態なので、復活させてください。

それでは、ユーチューブが復活しましたので、ここからお願ひしたいと思います。

3～5でまだ御発言がない先生から、もしよければ発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 今、紀藤委員からお話があつた点の補足になるかもしれません、これは相談業務に携わっている方々から直接聞いたほうがいいのかもしれません、一般の高齢者であれば8割が本人から申し出るけれども、例えば認知症の高齢者ですと本人から申し出る割合は2割です。もちろん認知症と比べることはできませんけれども、マインドコントロール等にあって自分できちんと判断できない方が自分で相談するというのはなかなか難しいだろうというのはそうだと思いますので、今、紀藤委員がおっしゃったようないろいろな方法が考えられるのではないかなと思います。

そういう意味で、相談の機関とか、そういうものを含めてですけれども、今こういう状況の中で何ができるのかというのは、もう少しいろいろな意見を踏まえて取りまとめの中で活かしていくべきだなと思いました。

以上でございます。

○河上座長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

西田委員、どうぞ。

○西田委員 先ほど紀藤委員から出た見守りネットワークの件ですけれども、これは10年ぐらい前に消費者庁でつくられたのだと思うのです。「見守り」ですから、相談を受ける以上の対応を期待して、つくられているネットワークだろうと思うのです。もちろんカルト問題の対策では、今の段階ではそういうスタッフがいないのですから無理なのは分かりますが、このネットワークを拡充していく形が、この問題の対応には現実的な方法なのかどうか、を消費者庁のほうから説明いただけないですか。

○尾原課長 消費者庁でございます。

西田委員のほうから御質問があったように、今、全国で約400の自治体にいわゆる消費者安全法に基づく見守りネットワークができております。

この考え方としては、従来のように消費者の皆様からの相談を受ける消費生活センターの役割から、むしろ地域の力となって消費生活センターが積極的に出ていく、そのときに

各地の地方自治体に入っている消費生活センターが関係団体、福祉部門、あるいは教育部門、その他事業者団体等も含めて、各地域において積極的に取り組んでいく。それは地域の力で見守っていくという趣旨で設立されたのは御指摘のとおりでございます。

この使い方については、先ほど宮下委員のほうから御提案がありましたように、今後の議論の中でどういう活用ができるかというのを議論していくことが大事かなと思っております。

○河上座長 そのほか、いかがでしょうか。

センターで聞き取りをするときに、御本人の意思がよく分からないという場面で苦労されているかと思うのですけれども、田浦委員、センターでの工夫というのは何かやっておられるのですか。

○田浦委員 高齢者の方の場合、御本人からお電話をいただいても要領を得ないとか、おっしゃっている内容がなかなかつかめないような場合は、地域の包括支援センター、そういったところと何か関係がありますかとお尋ねして、ヘルパーさんが来ていますというお話があれば、地域包括のほうにこちらから連絡を入れてもよろしいですかと了解を得て、それで地域包括のほうと連絡を取り合って、御相談者のところに私どもは直接行くことができませんので、地域包括の方が訪問してくださったり、そういうことをして協力してトラブルの解決をしています。

○河上座長 では、地域包括センターも連携をしていけるという道はあるということでしょうかね。

○田浦委員 そうですね。紀藤委員がおっしゃった宗教2世、3世、そういった方たちにもそれと似たようなネットワークがあつたらいいのかなと確かに私も思いました。

○河上座長 宗教2世でも、まだ小学生ぐらいの子供の場合は児童相談所とかそういうところとも連携しないといけないのかもしれない、相手方は随分替わってくるのかもしれませんね。大きな方になると、また違ってくるのでしょうかけれども。

ほかにいかがでしょうか。

菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 ありがとうございます。

3～5だけではなくて、全体を通してでもいいですか。

○河上座長 どうぞ。簡潔にお願いします。

○菅野委員 ありがとうございます。

私のほうから3点です。

1点目が、今日紀藤先生のお話を伺ったり、河上先生のメモを伺って、宗教2世の問題はきちんと特出しして救う方策を具体化すべきだと改めて思いました。

そのところで、今ある法の中でできることと、法改正の検討ということと、やはり両方出したほうがいいのかなと思いました。今ある法の中では、ずっと現場の委員の先生方も言っていらっしゃる、宗教虐待も児童虐待なのだということを周知徹底して運用改善す

るということ。

そして、当事者の方々が署名で要望等をしていらっしゃいますけれども、学校で立法事実となるような調査をしていくことも必要なかなと思いました、その延長線上として、児童虐待防止法の虐待の定義の中に宗教虐待というものをどう入れていくか。これを入れていくことに大きなメリットがあると私は感じるので、そういったことも入れていただいたらいいかなというのが1点です。

2点目ですけれども、献金規制のところで年収の何割みたいな上限規制が若干出ているのですけれども、私はそれは消極なのです。

理由は2つあって、1点は皆さんが懸念されているように、そうだとすると団体側に年収幾らですかということを聞かせる、書かせる、これは駄目だと言えなくなってしまうと思うので、このメリットをどうやって超えるかという解決策がないという点と、やはり過不足がない規制が大事なので、何の問題もない団体に十分な経済的余力のある人が自分の献金を何割渡しても問題はないわけで、過不足の過度に当たる場合には、これは憲法上の論点にもなってくるのではないかと思っているので、私は献金にまつわる団体側の行為で規制していくことで、その評価の中にももちろんその方の年収の何割に当たるものであったり、借金させてまでやらせていたり、そういう認識があったり、そういうことは当然要素として取り込まれていくことがいいのかなと思っています。これは意見です。

最後、3点目ですけれども、取りまとめという言葉が出ていました、私も来週ぐらいに取りまとめをしたほうがいいのではないかと思っています。国会の議論にしっかりと資料として提供していくことも大事だと思いますし、国会外の議論にも大事な参考資料になると思うので、一旦、中間なのかどうかは別として、しっかり社会に打ち出していくタイミングが来ていると思っています。

このタイミングで打ち出していくは、もしかしたら旧統一教会の対応に対する年内にファーストステップだとか、あるいは必要な法改正はちゃんと年内に議論し、準備をして来年の通常国会とか、そういう時間軸も見えてくると思うので、ぜひ事務方を含めてよろしくお願ひいたします。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 簡潔に申し上げます。

年収規制の件については、そういう可能性があるということで私も留保していた部分がありますので、特にそれにこだわるという点ではありませんけれども、一つの視点としてそういうのもあり得るという可能性を示したということで御理解いただければと思います。

それから、今、菅野委員から取りまとめという話もありました。先ほど紀藤委員から細かい言い回しとかいろいろ指摘がありましたけれども、座長がかなり丁寧にメモをまとめてくださっていますので、メモの内容そのものについては、細かい表現の問題とかはある

と思うのですが、それ自体に大きな異論が今日はなかったように思いますので、座長のメモ、それから消費者庁の皆さんのが粉骨碎身でつくったくださった資料1、それと今日の発言を合わせて取りまとめの方向に持つていければいいのかなと感じた次第でございます。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

宮下さんにそう言っていただくと、とてもうれしい感じがします。

タイミングとしては、取りまとめをこの辺りでやらないといけないなと思っていたものですから。

紀藤委員、手が挙がりましたけれども、何かありますか。

○紀藤委員 私も河上先生のメモの問題点を細かく言ったわけではなくて、全体の問題意識はそのとおりだと思っているので、ちゃんと宮下委員と同じように言っておかないといけないなと思っていました。

それが前提ですけれども、1点だけ、宮下先生も言わわれていますけれども、財産管理権の制限はどこかで真剣に議論すべきことではないかなと思うのですね。単純に憲法的に、自分の所有財産は全部自由というのが果たして本当に正しいのかどうかというのもう一度考えないといけないことなのかなと思っています。

統一教会は、基本的に自分が持っている財産を全部出せですからね。そういう教えで、全部出すということは周りにいる家族の生活基盤を全部奪うということです。だから、財産権を持っている人がそれを全部提供して本当にいいのかと言われると、その後は生活保護か破産しかないわけでしょう。そうすると、生活保護は国の税金を使う、破産も国の税金を使うという両方の面を考えてみると、そんなことで制度設計が正しいのかと言われると、私は違う気がするのです。程度の度合いとか立証責任の問題はあるかもしれませんよ。だけど、どこかで私的自治原則の問題と財産管理権の問題は整理した議論をした上で、統一教会問題に関してもそれをフィードバックするような議論をぜひ学者の先生にやっていただきたいと思います。

○河上座長 紀藤委員から褒めてもらったからちょっとうれしいですけれども、これから文章をもうちょっとブラッシュアップしながら、鑑の文章と皆さんとの意見を取りまとめた文章を用意して、事務局にまた頑張っていただくということにいたします。

検討会もここまでになると、いよいよ取りまとめの検討をする段階に入ってきたのではないかと思います。本日の御議論を踏まえて取りまとめの内容を整理いたしますけれども、この後、座長である私、座長代理である宮下委員、さらに積極的にいろいろと御発言をいただいている菅野委員、紀藤委員の4名で、次回の検討会で取りまとめ案を提示させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、そのようなことで作業を進めさせていただきます。

本日も非常にたくさんのお意見をいただきおりまして、丁寧に整理しながら作業を進めるというふうにしたいと思います。

最後に、次回の日程を事務局のほうから連絡をお願いしたいと思います。

○尾原課長 事務局でございます。

次回の日程でございますけれども、日程及び議題につきましては追って委員の先生方に御連絡を差し上げた上で公表させていただければと思います。

以上でございます。

○河上座長 作業もかなり微妙なものが多いので、できるだけ早く作業を進めていただくということで私のほうからも叱咤激励しておきますので、しばらくお待ちいただければと思います。

それでは、大体予定していた時間になりましたので、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。